

仕 様 書

- 1 件 名 「新ふるさと長崎県」ホームページ制作事業業務委託
- 2 事業の趣旨 長崎県の概要やふるさと教育の情報をまとめて掲載するホームページを制作し、情報を発信することで、社会科教育や総合的な学習の時間におけるふるさと教育の充実に資する。併せて、日本語を少し話せる程度の外国人に長崎県への理解や日本語学習の機会を提供する。
- 3 委託内容
 - (1) 業務概要
 - ① 郷土教育資料「ふるさと長崎県」を基に、「やさしい日本語」に対応した表記でホームページを制作し、長崎県教育委員会（以下、「県教育委員会」という。）が指定するサーバから公開すること。
 - ② 長崎県内の各小・中学校（以下、「各学校」という。）の児童生徒用端末にホームページへのリンクを登録する手順書を長崎県内の市町教育委員会（以下、「市町教育委員会」という。）に示し、市町教育委員会が各学校を通じて行う登録作業についての問い合わせに対応すること。
 - ③ ホームページの制作に当たっては、情報提供の迅速化と利用者による更新管理をするため、コンテンツマネジメントシステム「WordPress」（以下、CMS という。）により構築すること。
 - ④ 契約期間中におけるホームページの不具合の修正、県教育委員会並びに市町教育委員会担当者の運用上の問い合わせに対応すること。
 - (2) 業務範囲
 - ① ホームページのデザイン・設計
 - ② 郷土教育資料「ふるさと長崎県」を基に、やさしい日本語表記による掲載記事の作成
 - ③ 県教育委員会が指定するサーバへのシステム構築（CMS の導入・構築）
 - ④ アクセス解析の設置
 - ⑤ 登録・操作マニュアルの作成、管理者への操作研修
 - ⑥ 市町教育委員会が児童生徒用端末にリンクを設定する作業手順書の作成
- 4 ホームページ仕様
 - (1) 長崎県ウェブサイトアクセシビリティガイドラインを参考に、ウェブアクセシビリティに配慮すること。なお、長崎県ウェブサイトアクセシビリティガイドラインについては、下記 URL で閲覧・ダウンロードが可能。
<http://www.pref.nagasaki.jp/accessibilityhoshin/>
 - (2) レスポンシブデザインなどを用いて、スマートフォン等の携帯端末での閲覧にも配慮すること。
 - (3) ユーザビリティ（使いやすさ、見やすさ、見つけやすさ）の向上を図りつつ、インタラクティブなデザインとすること。
 - (4) 管理者が容易にコンテンツの追加・修正・削除を行えるように CMS を導入すること。
 - (5) サイトの構成は、最低限以下の機能をもつこととし、別添の構築イメージを基に、県教育委員会及び県教育委員会が指定する者と協議の上、サイトの構成やデザイン等を決定し構築すること。

<機能概要>

 - ① 「管理者権限」、「担当者権限」、「利用者権限」の3種類の機能と動作の権限を持ち、セキュリティのリスクが可能な限り低いシステムを構築すること。
 - ② CMS を用いて、各権限内で、画像・テキスト・資料（PDF、MicrosoftOffice・GoogleWorkspace で使用される各種形式ファイル及び該当する Apple アプリのファイル）を簡易にアップロード及びアップロードした情報の修正ができること。

- ③ 掲載した事例や情報に関しては、タグ情報等により、複数条件で検索できるようにすること。
- ④ 各権限内で、閲覧者が4(5)②の資料をダウンロードできるようにすること。
- ⑤ 漢字にはルビを付し、「やさしい日本語」での表記を行うこと。なお、「やさしい日本語」は、小学校4年生が理解できる程度のものとし、出入国在留管理庁及び文化庁作成の「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を参考にすること。
- ⑥ 児童生徒用端末のデスクトップ、メニュー画面またはそれに類する場所にホームページに遷移するアイコンもしくはそれに類するショートカットキーが利用できるものとする。
- ⑦ 上記について、管理者、担当者、利用者がそれぞれ登録・活用できるマニュアルを備えていること。
- ⑧ 月ごとのホームページアクセス数のカウントや使用端末、ブラウザ情報の収集など一般的なアクセス解析機能を備えていること。

<各ページの機能について>

- ① トップページ
 - ア) 各メニューへ簡易に遷移できること。(カーソルを載せたときサブメニューを表示すること。)
 - イ) 複数の写真をランダム表示すること。(20~30枚程度)
 - ウ) サイト内検索ができるようにすること。
 - エ) 新規の記事が新着順に表示されること。
 - オ) 新規の記事の掲載画面へ容易に遷移できること。
- ② 各ページ
 - ア) 各メニューへ簡易に遷移できること。(カーソルを載せたときサブメニューを表示すること。)
 - イ) 閲覧しているページから外部リンク先へ遷移するときには、注意情報を表示すること。
 - ウ) 登録した情報は、タグ情報等により、複数条件による検索ができるようにすること。
 - エ) 登録した情報は、自動的にトップページの新着情報に表示されること。
 - オ) 登録に際して、事例に付随する資料(PDF、MicrosoftOffice・GoogleWorkspaceで使用される各種形式ファイル及び該当するAppleアプリのファイル)がある場合は、事例とともに掲載し、閲覧者がダウンロードできるようにすること。
- ③ マニュアル類
 - ア) 関係機関や各学校が登録するための手順書を作成し、納入すること。
 - イ) 県教育委員会が登録・管理するための手順書を作成し、納入すること。
- ④ リンク
 - ア) 県教育委員会が指定する関係機関へのリンクバナーを設置すること。
 - イ) それぞれの情報(記事)については、外部サイトへのリンクが設定できるようにすること。
 - ウ) 登録した情報(記事)は、タグ情報等により、検索ができるようにすること。
 - 例) 全国・長崎県・市町名等
 - エ) ID/パスワード管理等により、④の登録は限られたものだけが行えるようすること。
- ⑤ サイトマップ
 - ア) クリックするとサイトマップ画面へ遷移し、サイトマップを表示すること。
 - イ) サイトマップ画面から各内容へ遷移できるようにすること。

5 構築要件

- (1) 長崎県教育庁教育政策課(以下、「教育政策課」という。)が管理する仮想サーバ環境に構築すること。
 - ※サーバは長崎県庁内のサーバールームに設置されている。
- (2) OS、プログラム言語、データベースの環境は、以下のとおりである。
 - ・OS : Rocky Linux 9.5
 - ・プログラム言語 : php 8.2.27
 - ・データベース : Maria DB 10.5.22
- (3) 以下は教育政策課にて実施するため、業務に含めないこと。
 - ・仮想ゲストの構築

- OS インストール、初期設定
 - ネットワーク設定
 - サーバ証明書の設定
 - 関係ネットワーク機器（FW 等）の設定
- (4) WEB サーバと DB サーバは原則、別ゲストとすること。
(同一サーバが望ましい場合は事前に相談すること。)
- (5) 各種ミドルウェア（apache、php、Maria DB、WordPress 等）のインストール・設定は、受託者にて行うこと。（バージョンは原則、構築時点の最新とすること。）
- (6) サーバ証明書は教育政策課で取得済みのもので証明書取得費用は含めないこと。
- (7) サーバ構築、プログラム搭載の作業は、庁内（7 階教育政策課又は 3 階 SE ルーム）の専用端末から行うこと。なお、グローバル IP アドレスを限定できる場合は、インターネット経由で SSH 接続による作業も可とするので、必要な場合は申し出ること。
- (8) サードパーティプラットフォームの利用
SNS、ツール等、その他、本システムが合理的に機能するために必要なものがあれば提案すること。その際、セキュリティやリスクに関する対策も含めて提案すること。

6 システムのセキュリティ要件

(1) 利用制限

- ① SSL アクセスとすること。
- ② ユーザアカウント及びパスワードによる管理を行うこと。
- ③ 適切なユーザ認証により、許可されない行為を防止すること。
- ④ パスワードは、推測されにくい 12 文字以上の半角大文字小文字英数字及び記号の制限を設け、不正使用を防止すること。
- ⑤ 不正使用の可能性が疑われる場合は、アカウントを停止する等、不正使用を防ぐこと。

(2) プログラムの脆弱性対策

開発時におけるアプリケーションの脆弱性対策として、以下を最低限考慮すること。

- ① 悪意ある文字列の入力チェックもしくは無害化
- ② SQL インジェクションの防御
- ③ コマンドインジェクションの防御
- ④ パストラバーサル防御
- ⑤ パラメータ改ざんの防御
- ⑥ クロスサイトスクリプティングの防御
- ⑦ バッファオーバーフローの防御

7 動作要件

以下のブラウザでの動作を保障すること。

- (1) ChromeOS・Windows・MacOS の最新の主要ブラウザ（GoogleChrome MicrosoftEdge Safari）で正常に動作・表示できること。
- (2) スマートフォンについても、最新の iOS・Android の標準ブラウザで正常に動作・表示できること。

8 業務実施体制

(1) 総括責任者の配置

業務の進捗を管理する責任者を一名配置すること。ただし、専任である必要はない。

(2) 事業担当者の配置

事業の実施に関する担当者を一名以上配置すること。ただし、専任である必要はなく、総括責任者との兼務は妨げない。

(3) 実施体制表の作成

受託者は、契約締結後、速やかに本委託事業の実施体制及びスケジュールを作成し、県教育委員会の承認を受けること。

(4) 実務上の作業に関するセキュリティ対策

契約している NDA に準じ、漏洩対策を施した PC 及び案件専用の共有フォルダで管理し、案件外の作業者の利用を禁じ、作業に関わる内容について社外にて話すことを禁ずる措置を講じること。

9 スケジュール

項目	期 日	備 考
納品(サーバにインストール)	令和 8 年 1 月 30 日(金)	午後 5 時まで
調整・試運転・フォローアップ	令和 8 年 2 月～3 月中旬	
契約終了	令和 8 年 3 月 31 日(火)	

10 納品物及び著作権関係

電子データ (CD-R 等) 3 部

ホームページの印刷物 3 部

(1) 電子データには、以下のものを収録すること。

- ① システム仕様書
- ② データベース定義書
- ③ インストール手順書
- ④ プログラムソース

※上記には、CMS のテーマファイル、サイト構築にあたり作成した画像編集ソフトで編集可能な画像データ、サイト公開時に掲載されている画像データ等を含めること。

(2) 受託者は、サイト構築のために使用した画像、プログラムに係る著作権 (著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利) を納品物の引渡し時に県に譲渡するものとする。

(3) 成果物の納品に当たっては、最新の状態に更新したウイルスチェックプログラムによるウイルスチェックを実施すること。

(4) 機密情報 (ドキュメント、デザイン等) をメールにて送信する場合、以下の①②のいずれかで対応し、共通パスワードはメールでの送信を禁止するものとする。

- ① 自己解凍型の圧縮及び別途定める共通パスワード等にて暗号化してメール添付すること。
- ② ファイルアップロードサービスに共通パスワード等でアップロードし、URL を送付すること。

11 契約期間 県教育委員会が指定する期間 (契約日～令和 8 年 3 月 31 日) とする。

12 順守事項

業務履行に当たり、次の事項を順守するものとする。

(1) 受託者は業務を履行するに当たり、法令及び県教育委員会が定める規程等を遵守し、誠実に業務を行うこと。

(2) 受託者は県教育委員会から要請があった場合は、運営責任者等が県教育委員会の指定する場所で打合せ等を行うこと。打合せ等に係る受託者の交通費等の経費は受託者の負担とする。

(3) 受託者は業務に関わる者 (再委託等による人員を含む) に対し、以下の事項について指導・遵守させること。

- ① 本事業の趣旨・目的を踏まえ、業務の履行に当たり全力を挙げて、従事すること。
- ② 業務の履行に当たり法令及び県教育委員会が定める規程等を遵守すること。
- ③ 県教育委員会の信用を傷付け、または県教育委員会の不名誉となる行為を行わないこと。

- ④ 業務上知り得た情報を漏らさないこと。
- ⑤ 業務履行上、宗教活動及び政治活動を行わないこと。
- (4) 受託者はシステム利用者からの要望・苦情・トラブル等に対し、責任を持って対応し、必要な措置を講じること。
- (5) 受託者は事業に伴い入手した個人情報の取り扱いについて、その保護体制を確立するとともに、従事者のモラルの向上を徹底し、情報の漏洩等の事故を起こさないようにすること。契約期間終了後も同様とする。
- (6) 本事業を履行するに当たり、第三者へ業務の一部を再委託する場合、その内容が分かるものを県教育委員会に提出し、承諾を得るものとする。
- (7) 受託者の負担する経費は、全て当該委託料に含まれるものとする。
- (8) 契約の履行または不履行により、県教育委員会または第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- (9) この仕様書に定めのない事項が発生した場合は、県教育委員会と受託者が協議の上、決定するものとする。

1.3 著作権、特許権、実用新案権、意匠権等

- (1) 本事業の実施に伴い発生した著作権、特許権、実用新案権、意匠権等は、県教育委員会に帰属させるものとする。ただし、特段の事情があり、県教育委員会が認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 作成するコンテンツに第三者の著作物の利用が含まれる場合及び著作隣接権の対象となるものが含まれている場合は、関係する権利者に必要な使用許諾手続等を取ること。
- (3) 本事業によって創作された著作物に対して、受託者は著作権者人格権を行使しないものとし、当該著作物を受託者以外の第三者が創作したときは、受託者は、当該第三者が著作権者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

1.4 担当

長崎県教育庁義務教育課総務企画班 中島 (連絡先) TEL:095-894-3372
FAX:095-894-3474

※【特にお願いしたいこと】

- 読みたくなる・見たくなるような文字の配置やグラフのデザイン、キャラクターの配置
- 欲しい情報がすぐに手に入るようにしてほしい。※カテゴリの分類や、ページ内検索機能
- 全ページ「やさしい日本語」で記述
- 今後、担当者が情報の更新を行っていくため、更新作業ができる限り安易なものにしてほしい。

コンテンツ構成				備考
トップ	第1階層	第2階層	第3階層	
トップページ	長崎県の地理	1・長崎県のすがた 2・地域の特徴	1・長崎市 2・西海市・長与町・時津町 3・諫早市・大村市 4・島原市・雲仙市・南島原市 5・佐世保市 6・東彼杵郡 7・平戸市・松浦市とその周辺 8・五島列島 9・壱岐市 10・対馬市	
		3・長崎県の第一次産業 4・長崎県の第二次産業 5・長崎県の第三次産業 6・学習しよう!地域の研究	1・諫早市の移り変わり 2・地域の産業(五島・波佐見)	
	長崎県の歴史	1・原始時代の長崎県 2・古代の長崎県 3・中世の長崎県 4・近世の長崎県 5・近代の長崎県 6・平和都市長崎 7・長崎県の偉人 8・長崎県史略年表 9・長崎県歴史地図	1・旧石器～縄文時代 2・弥生時代 1・古墳時代 2・飛鳥・奈良時代 1・平安・鎌倉時代 2・室町・戦国時代	
	長崎県のくらしと政治	1・生活を守る 2・生活を向上させる 3・長崎県の福祉 4・長崎県の財政		
	ふるさとページ	1・長崎県の世界遺産 2・国指定重要文化財・史跡 3・ふるさとの年中行事 4・ふるさと教育指定研究校 5・ふるさと教育連携協力企業	1・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産 2・明治日本の産業革命遺産	
	資料で見る長崎県			
	ふるさと本棚			「リンク集」のイメージ
	ナガサキ トピックス	1・長崎県の範囲はどこからどこまで 2・弥生時代の人々の暮らしが学べる 壱岐市立一支国博物館・長崎県埋蔵文化センター 3・日本最初のアーチ型石橋の建造に尽くした 黙子如定 4・長崎歴史文化博物館・長崎県美術館 5・幕末の冒険商人 トーマス・グラバー 6・『SDGs未来都市』壱岐市の取組 7・「しま」は長崎県の宝!! 8・ノーベル化学賞を受賞一下村脩さんについて 9・ノーベル文学賞を受賞 カズオ・イシグロさんについて 10・「長崎と東アジア」その歴史的接点について 11・孫文を支え続けた日本人一梅屋庄吉について 12・平和は長崎から 平和祈念像にかける願い 北村西望について 13・「ふるさと長崎」を学べる長崎県立図書館 郷土資料センター 14・ふるいものから対馬の魅力を探そう対馬博物館 15・ふるさとのストーリーを語ろう!!ー日本遺産 16・「しま」体験で学ぶ「しま」の魅力!	1・新上五島町 2・対馬市 3・壱岐市 4・五島市 5・小値賀町	

参考①・・・社会科副読本『はっけん!山陽小野田』

<https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/site/kyoui/haken-sanyoonoda.html>

※こちらはデジタルブック形式のため、デザインのイメージのみ参考。

参考②・・・新上五島町 副読本

<http://www.shinkami-syakai.sakura.ne.jp/>

参考③・・・五島市副読本

<https://www.city.goto.nagasaki.jp/gotowebbook/index.html>

※「ふるさと長崎県」は中学生用の副読本が基本となります。